

決算特別委員会会議録（第2号）

○会 議 月 日 令和5年9月6日（水曜日）

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

○出 席 委 員（8名）

| | | | |
|---------|-----------|-----------|--|
| 委 員 長 | 久 慈 省 悟 君 | | |
| 副 委 員 長 | 川 崎 憲 二 君 | | |
| 委 員 | 坂 本 豊 君 | 柿 崎 裕 二 君 | |
| | 森 弘 美 君 | 吉 田 勉 君 | |
| | 乳 井 徹 公 君 | 小 鹿 重 一 君 | |

○欠 席 委 員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|-----------|
| 村 長 | 久 慈 修 一 君 |
| 副 村 長 | 小 松 生 佳 君 |
| 教 育 長 | 吉 崎 博 君 |
| 会 計 管 理 者 | 八木澤 琴 美 君 |
| 総 務 課 長 | 稲 葉 正 明 君 |
| 税 務 課 長 | 吉 田 聡 君 |
| 住 民 課 長 | 佐 藤 一 仁 君 |
| 健 康 福 祉 課 長 | 高 谷 久美子 君 |
| 教 育 課 長 | 木 村 伸 一 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 高 田 一 憲 君 |
| 建 設 課 長 | 高 田 徹 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 坂 本 亮 君 |

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

中 川 孝 治 君

議 会 事 務 局 次 長

坂 本 ゆ かり 君

○会議に付した事件

1. 議案第40号 令和4年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
2. 議案第41号 令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
3. 議案第42号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
4. 議案第43号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
5. 議案第44号 令和4年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
6. 議案第45号 令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

○議事の経過概要

午前9時45分 開会

○久慈委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を始めます。

それでは、議案第40号令和4年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、26ページまでの歳入全般について質疑を行います。質問ございますか。4番柿崎委員。

○柿崎委員 21ページの15款中段になります。農業費助成金、その中の多面的交付金のところがあります。大変申し訳ないのですが、この多面的交付金の関連になると思うのですが、この事業を行うことによって、各自治会で会計者を置いて処理しているわけがあります。その会計処理、またその、何ですか、事業を作成して、事業化する際に手続が年々難しくなっている。これは国・県のほうの指針に基づいて行っておると思

うのですが、もう一般の素人と言っていいのか、一般の方ではちょっと処理し切れないほど難しくなっているという意見が多方面から聞こえてきています。

それについてもう少し、何ていうんですかね、簡単にできるようにとか、例えば農業委員会のほうで事務的なものを一括してできるとか、そういった策が取れないのか。そういうことをお聞きしたいのですが、その辺をどう思われるか、お願いします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 今柿崎委員から言われた内容の中で、年々事務処理がもう複雑になっている、組織の中でも対応に苦慮しているというお話でした。これらについて村の担当課として、地元で足りない部分への支援、またこれからどういうふうに体制を組めばスムーズにいくのかと、材料を集めながら、双方で協議しながら、いい方向へ進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○久慈委員長 ほか質問ございますか。4番柿崎委員。

○柿崎委員 それでは、12ページ、お願いします。2款、下段になります。住宅使用料のところではありますが、今年度だけにとどまらず、毎年、家賃の滞納というのが目立っております。今年度もここに示されているとおり、多少の滞納者からの入金というものは得られていますが、今までの累計で見ますと、約600万円近い滞納、未納金があるというふうに見て取れます。

そうしますと、再三議会の中でも蓬田村の住宅のこれからの計画の中で公営住宅を増やしたらどうだ、今でも満床の状態を増やすべきではないかという意見、また行政側のほうからは戸建て住宅の促進にも目を向けたいという意見が聞かれています。ただ、そうなりますと、この累計600万円近い滞納がある中で単に住宅を増やす、戸建て住宅を考えるととっても、それが全部足かせになるのではないかと思うわけでございます。

そこで、この滞納している、その未収金のものをどういうふうに頂いたらいいかと、大変頭の悩むところではあると思いますが、その未収金を頂くに当たって何か特別こういった計画で行いますというようなお考えはありますか。

○久慈委員長 建設課長。

○高田建設課長 滞納者に対しては例年、督促状を送り、そこで納入されない方に対しては個別に納付相談等としているのですが、令和4年度に関しては少し納付相談時期などを工夫しまして、幾らか過去よりも多めに徴収することができています。これらを踏ま

えていろいろ工夫しながら、今後も徴収に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○久慈委員長 4番柿崎委員。

○柿崎委員 ありがとうございます。多少なりとも少しずつ返納いただいていますというお答えでありました。ぜひとも、議会の中でも言われているとおり、公営住宅を増やす、また戸建て住宅に踏み込む、そういったことが実現できるように、いろいろな施策をして滞納を減らしていくように努力していただきたいと思います。

○久慈委員長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に歳出に入ります。

議会費、総務費で27ページから45ページまでの質疑を行います。質問ございますか。

1番坂本委員。

○坂本委員 29ページ、お願いします。12節の委託料についてちょっとお伺いしたいのですが、今年の決算では1,140万円、これは主に給与システムとかそういうコンピューターシステムのお金だと思います。去年の決算を調べてみますと675万円、その前の年は275万円というふうにして、委託料が飛び抜けて増えているわけです。これはどうしてこうなったのかというと、いろんな備考のところに書いてあるように、項目が増えているわけです。

この中で例規システムのことでもお伺いしたいのですが、令和2年度は175万円、令和3年は194万円、令和4年度が242万円と増えているわけですが、どうしてこう例規システムが値上がりしているのか、ちょっとだけ説明していただけますか。

○久慈委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 例規管理システムの業務委託が年々増えてきているということの質問に対してですけれども、各年度ごとに条例改正とかいろいろ違いますので、その分で上限というか、金額が変わることになっております。

○久慈委員長 坂本委員。

○坂本委員 コンピューターシステムの件で私、ちょっと前から疑問になっているのですが、例えば42ページ……申し訳ない、使用料・賃借料の件ですが、戸籍総合システム1,000万円で、こういうふうに令和2年度は1,700万円とか、令和3年度は1,200万円となっているわけです。これは安くなっているのか、これもやはりその年によって何か安

くなっている理由というのは何なのでしょう。

○久慈委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 お答えします。

住民課のほうの住基とか戸籍に関しては、毎年見積り等、それから精査しながら、内容等が変わったりするものもありますので、その時によって委託料が増えたり減ったりすることになっていきますので、そういうことです。

以上です。

○久慈委員長 1番坂本委員。

○坂本委員 私、お伺いしたいのは、もちろん議員はこういうコンピューターシステムのことについては中身・内容が全く分からないということで、ブラック化しているような感じがあります。

ですから、これらのシステムを、役場が支払いしているシステム全てについて一度まとめて議会に提出し、この中身がどういうふうになっていてこれほどの料金になるのかについて、ちょっと説明してもらえないのかどうか。ただIT企業の方たちが見積りを出したのに対してそのまま支払いをしているのかについて。

あと、もう一つは、この業者については競争とかはあるのか。随意契約をしてこういうふうになっているのかについても、一度全部の資料を出して、後でもいいです、これはね。今できないので。1回議会に提出していただけないのか質問いたします。

○久慈委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 おのおの役場の総合システムは、住基、選挙、税ということで分かれていますので、その資料は後ほど委員の皆様へ配付して説明したいと思います。

○久慈委員長 1番坂本委員。

○坂本委員 金額はかなり高いというふうに私らは考えているので、毎年同じシステムの賃借料とかというものが発生しているのもう中身がなぜこんなに毎年高いのかということについても分からないわけですよ。ですから、一度、議員の皆さんにぜひ詳しく説明、後でもいいですから機会を持って説明していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○久慈委員長 ほかがございますか。8番小鹿委員。

○小鹿委員 39ページをお願いします。2款総務費の1項16目12節の委託料です。造成利用に係る残土土壌調査業務委託料というのが、現に今搬入始まっているわけですけど

も、もう一つは、残土置場の残土全てが使えますということであったのか、それからあの残土の所有者というのは村なのかどうか、お伺いします。

○久慈委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 残土については、この造成に係る、土地土壌調査によって使える部分に対して調査をしておりますので、全部が使えるというわけではありません。その所有権というのは、村の工事とかで発生した流用土であります、残土でありますので、それは村に所有権があります。

○久慈委員長 ほかございますか。4番柿崎委員。

○柿崎委員 29ページ、お願いします。2款の7節の報償費のふるさと納税記念品のところで、以前にもお伺いしたHANABISHIという背広会社のを記念品としてやって出しております、非常に人気が出ているということで、思いがけないこの収入も得ているわけでございます。

その中で、紳装でもってこのHANABISHIの背広を縫製しているわけではありますが、我々、蓬田の工場を使ってそのHANABISHIというブランドの商品を買えない状況、また紳装では前々からずっとタグを組んでいます御幸というブランド、この2つのブランドを縫製しているわけではありますが、我々、蓬田のこの議会議員をしていますけれども、あちこちの研修にも、県外にも出張いたします。そのときにやはり出張先、先方のほうでも役所のほうで、蓬田さんでは縫製工場をされていまして、こういうブランドを作られていますね、とか下調べしているわけでございます。

そのときに、前々からやっています御幸のブランドを我々も着させていただいていますが、これがもう一つのHANABISHIのものですよというようなことが一切お話しできない状況。作ってはいるものの我々も持っていませんみたいな状況なので、今まで年に1回販売セール、7月ぐらいに紳装ではやっております、そのときに一緒にHANABISHIのスーツなんかも作れるように、何とか営業をできないのかなと常々思っております。

以前に山館専務のほうと会う機会がありましてそのことを少し話をしたところ、できないわけではないのですけれども、根本的にHANABISHIさんの背広の採寸をする方が、ここの蓬田にいない、青森県にいないんですよと。採寸ができれば幾らでも縫製は蓬田でできますと。ですから、その年に1回のセールのときに山形のHANABISHIの会社のほうから採寸できる方を呼んでいただいて、こちらでも採寸をしてHANABISHIの背広も作れるようにできないものかということで、今ここに社長であります村長がいますので、

もしそこにお考えがありましたらどんなものかと思って。お答えをお願いします。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 非常に難しい話だということです。というのは、このHANABISHIさんというのは、自分たちが営業所を全国に18か所持っています。18店舗持っておって、それでそれに供給するための工場が閉められたということから、その営業所を残すことが決まったために、何ていうのですか、蓬田紳装のほうにその製造をお願いするという形を取っているわけで、そのHANABISHIさんが売っている背広の規格とか、あるいはそのブランド化されたもの、それを蓬田村が持っているから、ふるさと納税の返礼品としてやれると。ということは、HANABISHIさんがそのふるさと納税を蓬田村に受け入れると、HANABISHIさんのほうに返礼品の部分を返す。そこにさとふるが入っている、中に、間に入っているわけですがけれども、それと、ここで直接採寸をしてふるさと納税をするというの、ちょっと難しい話なんですね。それは御幸さんの場合も同じです。

今ここに事業所ができましたので採寸はできるのですけれども、果たしてふるさと納税をするために持ってきたものを、御幸さんとかHANABISHIさんがやれるかというのは別次元の話です。あくまでもその営業所の中でそれを取り扱っているのと、もう一つはHANABISHIという会社と御幸毛織株式会社という会社がもともと違うものですから、それぞれがやっているという形になります。蓬田紳装がふるさと納税をやっているというのとはまた別なわけですから、そのところはちょっと複雑なのではけれども、直接はできないなというふうに思います。

以上です。

○久慈委員長 4番柿崎委員。

○柿崎委員 確かにさとふるのシステムそのものが、我々蓬田にそのふるさと納税をするというのは、確かに私も調べた限りでは、ふるさと納税は無理ですよ。今の村長の答弁と一致しています。

今の答弁を聞いていますと、HANABISHIの採寸は今できるというような……できない。それをふるさと納税でなくても採寸をして、普通の受注、注文をできるようにしていただけないかという、それも難しいですか。答弁をお願いします。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 実際上は今、御幸毛織が青森事業所ということで蓬田紳装の裏のほうに事業所を開設しました。そこに営業マンが3名ほど常駐して、常駐というか、そこを拠点に

しながらやっているわけですが、そこに来れば御幸毛織そのものの物は買えるということですが、ふるさと納税というのはまた別ということで、制度上一緒になるとということじゃないわけですので、ふるさと納税を直接やるということになると私もそこはちょっと混乱するのですが、蓬田伸装そのものが多分、営業といいますか、採寸ができる体制を取らなければいけないんじゃないのかなというふうには思います。まだはっきりは分かりません、自分も。今蓬田伸装には営業という部門がありませんので、あくまでも縫製部門でございますので、そういうことではふるさと納税に対応できる体制はないと、私はそう思っています。

以上。

○久慈委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○久慈委員長 ないようですので、次に、民生費、衛生費、労働費で45ページから60ページまでの質疑を行います。質問ございますか。8番小鹿委員。

○小鹿委員 55ページをお願いします。民生費の中の18節ですが、ここにピロリ菌検査の助成金というのがあるのですが、これ、どのようなことが助成を受けられるのかお伺いします。

○久慈委員長 暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時12分 再開

○久慈委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

健康福祉課長。

○高谷健康福祉課長 ピロリ菌検査ですが、村内の40歳以上の方が自分で病院などで受けたいと受けた方になるので、一応村内の40歳以上の方が受けた場合に助成することになります。

○久慈委員長 よろしいでしょうか。8番。

○小鹿委員 要するに、ピロリ菌ありますよと、処置しますかと先生に聞かればやりますとやって、1週間ぐらい薬を飲んで、もう1回調べれば成功しましたとか答えが出るのだけれども、その上であれですか、その証明書みたいなのを役場で作ればいいのかという

ことなのですか。

○久慈委員長 健康福祉課長。

○高谷健康福祉課長 そのとき受けたときの領収書と明細書も今は出ていると思うので、そちらを持っていただいて、ピロリ菌の部分を確認してそこにかかった費用を助成することになります。

○久慈委員長 よろしいでしょうか。（「オーケーです」の声あり）

ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○久慈委員長 ないようですので、次に、農林水産業費、商工費で60ページから70ページまでの質疑を行います。質問ございますか。8番小鹿委員。

○小鹿委員 63ページをお願いします。ここの16節ですけれども、さっき多面的機能の話が出ただけけれども、私はこの費用のことを聞こうかなと思ったので、今質問します。これはいわゆる水土里保全隊の作業のことなのだけれども、最近、最近といいますか、非常に暑い夏が来たと、これがこれから常態化するんじゃないのかなという話で、我々は熱射病にならないようにという、非常に指導は来ているそうでございます。

そういうことで、村のほうでも特別暑い日は避けるとか、あるいはその対応としては、交付金の中でテントを買ってもいいよという、休憩のときに日差しを避けるというか、そういう対策を取ったらというような指導もしているみたいですが、1つは保険のことなのですから、今彼ら保全隊で入っている保険というのが、いわゆる傷害保険です。けがしたときにしかきかない。これ、これからこういうことも毎年あるとすれば、熱中症に特化した保険というような、団体で入れる保険がないのかなというような、我々保全隊のほうでも話合いになっているわけです。

そういうことで、今の状態であれば個々の保険に入ってそれに対応するより手はないということなので、そうではなくて、これは保険医療界の話にもなるのだけれども、そういうような保険ができてこないのかなということで考えているのですけれども、行政のほうではどのようにお考えですか、お伺いします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 今年ですけれども、大変暑い日が続いて、水土里保全隊、多面的事業に関わる皆様に対しては、大変苛酷の中で作業を強いられたということで、行政としても何件かの体調不良という情報を得た中で、何回かその健康管理、作業に対する安全

性ということで通知を發出しているところです。

今委員の質問の中にあつた保険の関係ですけれども、現在まだ障害保険のみでの保険加入ということで、その熱射病、熱中症等に関する、保険会社がメニューをそろえているのかどうかということについては私のところで今現在把握しておりませんので、これから来年、再来年とまた暑い季節が到来するに当たって、その辺を保険会社のほうから情報を得ながら、各地区のほうに情報提供しながら進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○久慈委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかございますか。4番柿崎委員。

○柿崎委員 63ページ、6款17節備品購入費、鳥獣被害備品購入費198万円計上してありますけれども、前にも聞いたかもしれませんが、再度この備品の主なるものを教えていただけますか。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 備品購入費に関してですけれども、4年度についてはモンスターウルフ3台を購入して、決算額というふうになってございます。

以上です。

○久慈委員長 1番坂本委員。

○坂本委員 63ページ、ただいま小鹿委員が質問した件で、私、ちょっと思い出したのですが、昨日、この中沢の水土里保全隊で草刈りをしていたときに、4人ほどが熱中症にかかって、草刈りを9月の11日までに延期するという話を聞いたわけです。こういう30度を超える炎天下での作業というのは非常に無謀な話だなと思って、やはりそういう指導というのは、小鹿委員も今おっしゃったのですが、そういう指導ということ、あとその熱射病で倒れたという後の経過とか治療費とか、そういう情報というのは入っているのか、お答え願いたいと思います。

また、もう一つ、長科のほうの保全隊では朝5時頃から草刈りをしているのを私、見かけたのですが、ああいうふうに涼しい時間帯に草刈りをしてやるとか、そういう指導というのも私は必要だなと思ったわけですが、これについてお答えをお願いします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 今委員がおっしゃられた情報については、私のところまでには届い

ていません。これからといいますか、ほかの地域で朝早くやるとか、時期的なもの、あまりこう、最高温度が高くなるような日を外すとか、行政としても指導的立場の中でお話しはしますが、各地域、各地域の中でもそういう早朝、夕方からの仕事の作業時間の設定など、創意工夫しながら対応していただきたいというふうに考えます。

以上です。

○久慈委員長 1 番坂本委員。

○坂本委員 水土里保全隊に参加している方はほとんど65歳以上、70、80歳ぐらいの、超高齢者ばかりなのです。ですから、いつも8時10分から4時半とか、その時間帯で決められているので、黙々と作業をこなすということでやられていたと思うわけです。

私も昨日初めて聞いてびっくりしたのですが、役場でこういうお金を出している以上、地元の人任せではなくて、こういう天気がよくてもう殺人的気温になっているために、ちょっと指導していただけないのか、もう1回お願いします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 役場でそういう健康を害するような対策としての指導は、随時していききたいというふうに考えます。

以上です。

○久慈委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○久慈委員長 ないようですので、次に、土木費、消防費で70ページから76ページまでの質疑を行います。質問ございますか。8番小鹿重一委員。

○小鹿委員 73ページをお願いします。

土木費の上から2番目、21節の除排雪構造物破損補償費270万7,400円、これがこの頃、何年かと比較してみますと少なくなっていると思います。そのよくなった原因といいますか、事前の作業員のいわゆる講習とか、そういう効果があつてのことなのか、あるいはまたオペレーターの技能が向上したというようなことなのか、そこら辺、担当課としてはどうお考えですか。

○久慈委員長 建設課長。

○高田建設課長 講習もかなり役に立ってはいると思います。あと、降雪の前に各場所のチェックもしておりますので、それが功を奏しているのだと思います。

以上です。

○久慈委員長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に、教育費で76ページから88ページまでの質疑を行います。質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に、88ページ、災害復旧費から予備費までの質問を行います。質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。1番坂本委員。

○坂本委員 今のこの一般会計決算については反対ということで討論をし、一言理由を述べたいと思います。

昨年3月議会で、この予算に対して反対をしましてまいりました。国保税など税金の滞納が増えていることに対して、村のもっと税金を安くできるシステムをするように求めて反対したわけです。

よって、この一般会計に対しても、決算に対しても改善が見られないということを利用して反対をいたします。

○久慈委員長 ほかに討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第40号令和4年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○久慈委員長 起立多数です。よって、議案第40号令和4年度蓬田村一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第41号令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○久慈委員長 起立全員です。よって、議案第41号令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第42号令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○久慈委員長 起立多数です。よって、議案第42号令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第43号令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○久慈委員長 起立全員です。よって、議案第43号令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号令和4年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第44号令和4年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○久慈委員長 起立多数です。よって、議案第44号令和4年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第45号令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○久慈委員長 起立多数です。よって、議案第45号令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別

会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本決算特別委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任願います。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時34分 閉会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年11月21日

決算特別委員長 久 慈 省 悟